

# ケアハウス屋島の御利用料金

令和5年10月1日現在

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	月額納付額			
		サービスの提供に要する費用	生活費(食事代)	居住に要する費用(部屋代)	合計
①	1, 500, 000円 以下<夫婦>	7,000	46,940	22,000	75,940
1	1, 500, 000円 以下	10,000			78,940
2	1, 500, 001円～ 1, 600, 000円	13,000			81,940
3	1, 600, 001円～ 1, 700, 000円	16,000			84,940
4	1, 700, 001円～ 1, 800, 000円	19,000			87,940
5	1, 800, 001円～ 1, 900, 000円	22,000			90,940
6	1, 900, 001円～ 2, 000, 000円	25,000			93,940
7	2, 000, 001円～ 2, 100, 000円	30,000			98,940
8	2, 100, 001円～ 2, 200, 000円	35,000			103,940
9	2, 200, 001円～ 2, 300, 000円	40,000			108,940
10	2, 300, 001円～ 2, 400, 000円	45,000			113,940
11	2, 400, 001円～ 2, 500, 000円	50,000			118,940
12	2, 500, 001円～ 2, 600, 000円	57,000			125,940
13	2, 600, 001円 以上	59,000 (全額)			127,940

1. 生活費及びサービスの提供に要する費用(階層区分含む)は高松市の要綱により改定される場合があり、さかのぼって精算する場合があります。
2. 生活費で11月より3月までの5ヶ月間は、冬季加算として月2,160円追加となります。
3. 自室で使用する光熱水費及び電話料金は自己負担になります。
4. 一時金として**24万円**が必要です。(20年均等償却で未経過分は返還されます)但し、ご夫婦で入所される場合は1名様のみの一時金とします。その際、もう1名様については居住に要する費用が**月23,000円**となります。
5. 上記の他、特別なサービスの提供に要する費用として月**7,740円**を申し受けます。

(内容については別紙参照して下さい。)

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

※ご夫婦で入所される場合については、夫婦の収入から夫婦の必要経費を控除した金額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは、ご夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の徴収額は一覧表の額より**30%減額**した金額となります。



## ケアハウス屋島

社会福祉法人 楽生会 〒761-0113香川県高松市屋島西町2277-1

TEL(087)841-2220

FAX(087)818-0885